

発行 北海道清里町役場

電話(代表) 16番

編集 清里町役場総務課

印刷 有限会社 星印刷所

とよさき報

第 40 号

1965. 1. 1. 発行

正 賀



新装の清里町公民館

町民の皆さん、明けましておめでとうございます。町も開町以来二十二年目の新春を迎え、独立当時の総戸数千二百余戸、人口六千九百人のものが今日では戸数二千余戸、人口一万一千余人という倍數に近い増加を見に至り、諸施設におきましても、昨年は待望の公民館の建設を完了しました等町民各位のご協力によつて年と共に着々整備されて参り、生産につきましてもは昨年一部につき冷害を被る等の不幸に直面致しましたが、基本的産業構造面には逐次力が注がれるようになり農業構造改善事業はすでに第二次の段階に入ることになりましたことは我が町の振興のためまことにご同慶に堪えぬ次第であります。

しかしながら、新町として今後なすべき、諸施策は産業、教育、社会福祉を始めとして土木、衛生等の上に山積しておりまして誠に多望と云はなければなりません。加えて経済動向の推移や又国の施策も漸次諸般にわたり考慮せられつゝ、ありますもの、すべてに国民の期待する姿ではないのでありますから、今後ともこの点に深く省察を加えつゝ、生活に経営に、自主的な新たなる強い意欲と創造がなされてこそ、今日のきびしい社会に打ちかつて行くことができるものと信じます町の繁栄もまたそこに基本がおかねばならぬものと存じます。

今ここに輝かしい年頭に当り更に思いを深くするものであります。新しいこの一年を意義あらしめるためその理念のもとに一層の努力を続けて参る覚悟でございます。

どうか町民各位におかれましては、この年をしてよりよいものにするため、一層のご健闘と町政に最大のご協力を切望し、年頭のご挨拶と致します。



清里町長 中村 弼一
よりよい新年として

年頭の挨拶

清里町議会議長 渡辺 武



町民の皆さん、明けましてお目出とうございます。

輝かしい昭和四十年の新春を皆さんとともに迎えることができましたことを心からお喜び申し上げます。

昨年は、全国々民期待の内に、美の祭典東京オリンピックが開催され、日本史上に輝かしい一頁を飾るとともに、青少年のスポーツを通じ、より一層世界各国との親善と経済文化の交流がなされ、盛大且有意義に目的を達成され、我が国にとつては洵に御同慶の至りでありませぬ。又本町といたしましては町民多年の懸案でありました、公民館が近代の建築（鉄筋コンクリート一部三階建）で見事に完成いたしました、館内施設備品等も住民各位の熱望と特段の御協力によりまして最もすば

らしく、且つ最も効率的に完備が計られましたことに對し深く敬意を表する次第であります。今後は公民館本来の目的に向つて大いに活用ねがい、明るい、豊かな郷土建設のために一層の御研鑽の程を切望して止みません。

本町の懸案事業も漸次解決しており、日進月歩理想郷建設に邁進いたしておりますが、なおかつ、教育産業の諸施策はもとより、道路橋梁整備、社会衛生施設の充実等未解決の問題が山積しているのでありまして私共議会当事者は、議会使命達成と、町理事者を中心として町村自治の昂揚に一層の努力を傾注し、国家予算の導入を計りつゝ、残された事業の解決に専心努力いたす所存であります。

国内外の諸情勢も大きく政変をしつゝあり殊に国外にあつては、ソ連フルシチョフ首相の後退、国内においては、池田首相の勇退による佐藤内閣の誕生等で国内外ともに本年は極めて多忙

の年があると存じます特に所得倍計画による経済成長政策面の政変が国民の大きな関心であろうと思つております。何れにせよ、この

年頭のあいさつ

清里町教育委員会 委員長 辻 稔



雪げしきも美しい秀峰斜

里岳を目前に頂く当町に、私共関係者はじめ、町民の皆様が多年念願でありました公民館が、昨年暮に立派に完成し、開館出来得ました事の喜びを合せ、新春を迎えましたことは、ほんとうに喜びに堪えません。

この公民館の施設並びに備品等が全道でも有数と云われる程充実できました事

新年にして皆さんにおかれましては、本町の豊かなる未来の光榮に向つて一歩一歩力強く進み郷土の発展のため、絶大なる、ご支援をおねがい申し上げます。

年頭にあつて、所信の一端を申し上げ、皆さんの御多幸を心からお祈り申し上げます。ご挨拶いたします。

は関係機関並びに町民の皆様との協力とご支援の賜と深く感謝申し上げます。公民館の利用方法につきましては、別途ご連絡申し上げますので、ご承知の通りと思ひますが、この公民館については申し上げるまでもなく社会教育の活動の場として重要な役割を果すことは勿論、人づくり町づくりの根幹をなす大きな意義がありますので、ひとり関係者ばかりが使用するものでなく、常に町民の皆様がお互いの教養を高め、

文化の向上に或いは日常生活に直結した問題等について自由に討議し研究し講習を受け、又は読書するなどもるもろの課題の解決に利用しなければならぬものであります。

しかしながら、この運営はあくまで民主的である事は勿論、普遍的でなければならぬものであります。この意味において、当町の社会教育がようやく、その緒に付いたばかりで、第一歩の前進を見たに過ぎず町民の皆様のご満足を得るまでは、まだまだほど遠しの感を深める次第であります。今後は町民の皆様と共に一心同体となつて、この公民館をより明るくより積極的に立派な活動が出来ますことを期待してやみません。

昨年は公民館建設に重点を置きましたが、教育施設の整備についてのこれからはなすべき事は山積しておりますので、教育行政の水準を高めるためには、あらゆる角度から検討を加え努力をするとともに皆様の為めの教育を推進する覚悟でありますので、共に協力のupper 明るい住みよい町、明るい教育を実現できることを念願として新年の挨拶と致します。

清里高等学校で生徒募集

募集学科、募集人員

普通科（夜間、通年制）

一学級、55名

家政科（昼間、季節制）

一学級、55名

出願資格

中学校卒業者昭和40年3

月中学校卒業見込者

出願手続

出願書類は次のとおり、在籍（又は出身）中学校長経由して、清里高校に提出のこと。

○入学願書

○入学検定料百円

写真、上半身撮影（名刺版）

出願期間

1月27日から2月6日まで。

学力検査

3月20日（土）中学全教科

なお、生徒募集、学力検査実施要領の詳細については、清里高等学校に問合せください。

新年のあいさつ

清里町農業委員会会長 加藤金之助



みなさん明けましておめでとうございませう。

清新の気満つる昭和四十一年の初春を、みなさんとともに、めでたくお祝いできますことを、心からうれしく存じます。

農業基本法が制定されてから早くも五年、その間本町は第一次及び第二次農業構造改善事業の指定を受け他産業との所得の格差をなくし安定した経営をはかるための各関係機関団体、挙げて推進して行くことは、農業者の一人として誠に意を強くするとともに、これも各位の努力の賜と感謝致す次第であります。

しかしながら、我が国は高度経済成長政策によって、経済は飛躍的な発展を遂げ国際的地位を向上させた反面、生産性の立ち遅れてい

る。われわれ農業と他産業

の生産性および所得の格差はすこしも緩和する気配さえなく、日を追つて拡大の傾向にあたることは、まことに遺憾であり、ゆゆしき矛盾を感じるものであります。いずれにしても、この新しい年の農政のゆくえは決して安易なものでないと思われ

れます。

今後われわれ農業者が一致団結してこれら対処することが必要と痛感いたします。昨年は夏の低温等により災害のため思わぬ減収をしましたが、本年こそ、真に平和と繁栄の年である事を心から祈念いたしまして、新春のご挨拶いたします。

年頭の辞

清里町国保病院 病院長 坂野竜男



町民の皆様、明けましておめでとうございませう。

清新の気満つる昭和40年の初春を皆様と共に、お祝い出来ますことを、心からうれしく存じます。

本院もこと無く39年度を送り得ましたことは一重に町民各位のご指導ご協力によるものと職員一同大変うれしく存じ厚くお礼申し上げます。

近年我国の社会保障制度も年を追って完備されつつありますことは、国民の一人といたしまして誠に心強さを覚えるところであります。この様な時に当り、本院も病床の増設並びに伝染病

隔離病棟の併設等々と医療施設の充実を期し、責務もいよいよ重且つ大なるものを痛感いたします。

今後は町民の皆様の一層のご協力を得まして、積極的な運営に当り被保険者各位の福祉の向上に務めたいと考えてあります。

新春を迎えるに当り平和で静かなこの日が国民のすべてに毎日訪れる様な社会の建設に倍旧のご支援を戴けるならば幸いと存じます。昭和40年を迎え所懐の一端を申し述べ新年の言葉といたします。

今春入学する学令児童を調査

教育委員会は来春小学校に入学する学令児童を調査してあります。

教育委員会から調査書が配付されていない家庭で入学該当者がありましたら調査もれですから教育委員会までご連絡ください。

昭和33年4月2日から昭和34年4月1日までに生れた児童

病弱者等により就学猶予又は免除を必要とするときは医師の診断書、保護者の印鑑を持参してください。



清里町役場

町長 中村 弥一
助役 小口 良彦
収入役 大久保 弘一

清里町議会

議長 渡辺 武
副議長 森本 源治

清里町教育委員会

委員長 辻 稔

清里町選挙管理委員会

委員長 上野 真月

清里町監査委員

委員 青柳 唯一
委員 太田 英夫

清里町公平委員会

委員長 山本 富夫

清里町農業委員会

会長 加藤 金之助

清里町国保病院

院長 坂野 竜男
副院長 中川 哲郎

公民館のあらまし

町民のみんなが待望していた清里町公民館が完成し十二月一日から運営されることになりました。

公民館は私たち町民の総合的な社会教育センターであつて、私たちの生活や職業、さらに地域活動と町全体の各種団体の学習と、憩いの場であり、又会合や集会の場として使用していただく教育施設です。

私たち町民全体で新しく出来たこの公民館をよりよく活用するために、施設や備品を大切に、また、使用の始まりと終る時間を必ず守り、おたがいに迷惑をかけるないようにしたいものです。

完成した清里町公民館の概況や運営などについて簡単にお知らせします。

公民館建設工事の過程

建設費(附帯工事を含む)

三、二三五万円

館内備品整備費八〇〇万円

計 四、〇三五万円

着工

昭和三八年一月一日

竣工

昭和三九年一月二五日

公民館の利用方法

開館時間

午前9時から午後4時30分まで

休館日

〇1月1日から1月5日まで

〇12月29日から12月31日まで

祝祭日

毎月2日及び16日

開館記念日12月1日

館長が特別の事情があると認められた場合は時間を伸縮及び、休日であつても許可することが出来ます。

使用の手続

公民館使用許可願(公民館にありますが)を作成し使用料金及び使用責任者の印鑑を持参して公民館に提出し事前に必ず使用許可書の交付を受けてください。

使用後の整備

使用者は使用後直ちにもと

に復し、清掃して係員に引継ぎをしてください。

損害賠償

使用者が使用後の清掃をしない場合及び、建物、附属の建物、備品等をこわしたり、よごしたり、なくしたりしたときはその損害を賠償していただきます。

過料

許可を受けないで使用した場合及び、不正行為等により使用料の徴収を免れたときは一万円以下の過料を科せられます。

使用時間の延長

使用時間が許可の時間を越えると思われる時はあらかじめ許可を受けてください。基準料金以外の使用料金使用料金が料金表に決めた時間に満たない場合であっても基準料金をいただきます。

許可時間を越えて使用した場合

許可時間を越えて使用した場合、基準による超過料金をおさめていただきます。

使用料金の減免

公益のため公民館を使用するときで、館長が相当の理由があると認めるときは、使用料はいただきます。

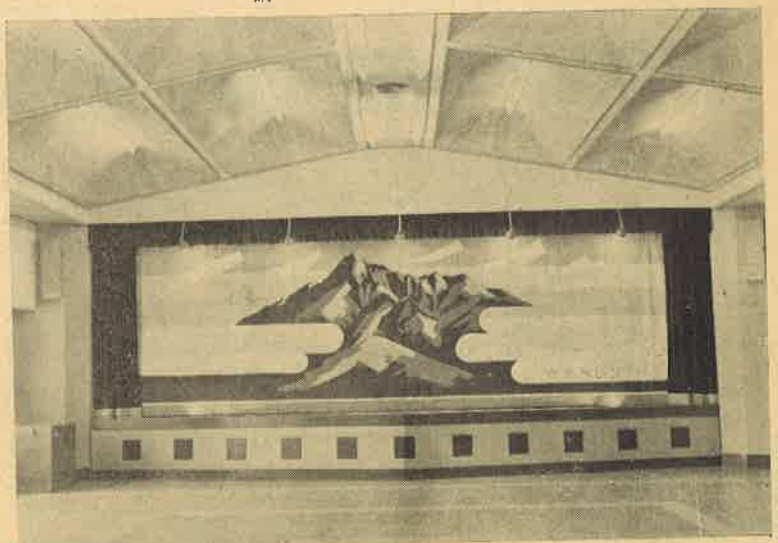
使用料金の返還

使用許可と同時に納入された使用料金はお返し致しません。

但し、次による場合は料金

講

堂



全部又は一部をお返し致します。

使用者の責任でない理由により使用することができなくなつた場合。

使用前に使用の許可の取消し又は、変更の申し出をして館長が認めた場合。

館長が使用停止、取消しを行つた場合。

使用の制限

公の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められた場合

の他公民館の健全な運営については社会教育法、町条例規則等が適用されますので、くわしいことにつきましては、公民館でご相談ください。

使用の停止・取消し

清里町公民館条例及び規則に違反したとき。使用許可の条件に違反したとき。

館長が必要があると認めるとき。

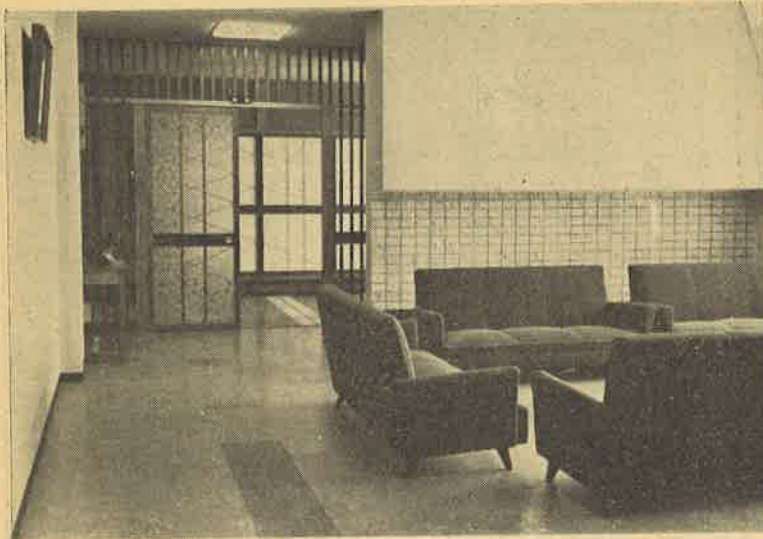
公民館を使用する

ときの注意

許可のあつた使用月日時間を必ず守つて下さい。
 ◆許可以外の室内には出入りしないで下さい。
 ◆許可された使用目的以外

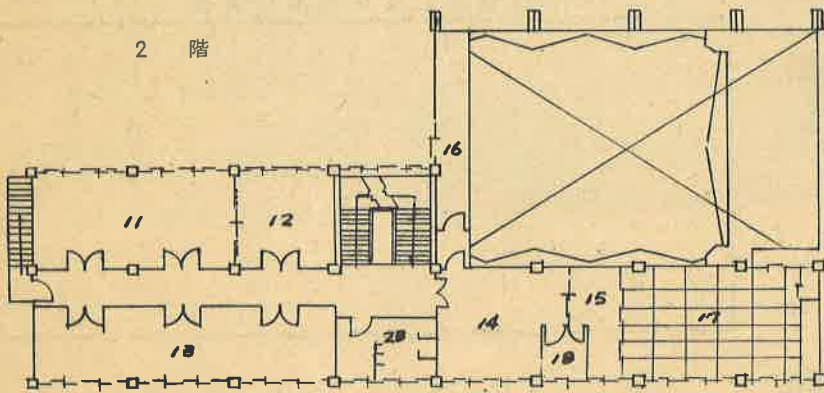
の使用、許可権利の譲渡、転貸をしないで下さい。
 使用者は火気の取扱に充分に気をつけてください。

サロン

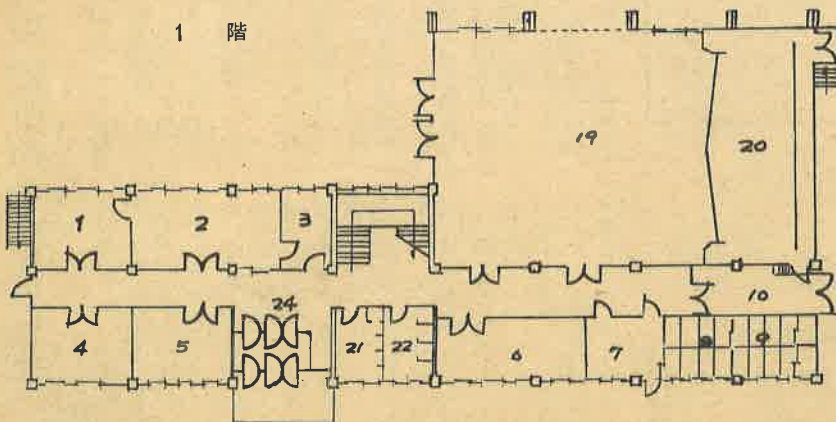


公民館平面図

2 階



1 階



| 番号 | 室名 | 面積 cm |
|----|--------|--------|
| 1 | 館長室 | 30.25 |
| 2 | 事務室 | 45.38 |
| 3 | 資料室 | 15.12 |
| 4 | 商工会 | 23.10 |
| 5 | | |
| 6 | 研修室 | 29.05 |
| 7 | 実験・実習室 | 14.70 |
| 8 | 用務員室 | 14.70 |
| 9 | | 14.70 |
| 10 | 控室 | 18.63 |
| 11 | 講議室 | 68.75 |
| 12 | 小会議室 | 22.00 |
| 13 | 図書室 | 69.30 |
| 14 | サロン | 40.61 |
| 15 | 踏込 | 14.57 |
| 16 | 器具・映写室 | 23.40 |
| 17 | 和室 | 66.96 |
| 18 | 湯沸室 | 7.44 |
| 19 | 講堂 | 271.70 |
| 20 | ステージ | |
| 21 | 御手洗(男) | 23.10 |
| 22 | 〃(女) | 23.10 |
| 23 | 御手洗 | 19.80 |
| 24 | 玄関 | 23.1 |

公民館使用料金表

北のさー一家
工藤恒美



| 室 別 | 夏冬の別 | 使 用 料 金 | | | |
|--------------------|------|---------|-------|-------|-------|
| | | 午 前 | 午 後 | 夜 間 | 1 日 間 |
| ス デ ー ジ | 夏 冬 | 300 | 500 | 800 | 1,500 |
| | 夏 冬 | 300 | 500 | 800 | 1,500 |
| 講 堂 | 夏 冬 | 700 | 1,200 | 1,500 | 3,000 |
| | 夏 冬 | 1,000 | 1,600 | 2,000 | 4,500 |
| 講 議 室 (2階21) | 夏 冬 | 300 | 400 | 500 | 1,100 |
| | 夏 冬 | 400 | 600 | 700 | 1,500 |
| 小 会 議 室 (1階7) | 夏 冬 | 200 | 300 | 400 | 900 |
| | 夏 冬 | 300 | 400 | 500 | 1,100 |
| 図 書 室 | 夏 冬 | 100 | 100 | 200 | 400 |
| | 夏 冬 | 200 | 200 | 300 | 600 |
| 和 室 | 夏 冬 | 300 | 400 | 500 | 1,100 |
| | 夏 冬 | 400 | 600 | 700 | 1,500 |
| 湯 沸 室 | 夏 冬 | 100 | 100 | 100 | 300 |
| | 夏 冬 | 100 | 100 | 100 | 300 |
| 小 会 議 室 (2階6.7) | 夏 冬 | 100 | 100 | 200 | 400 |
| | 夏 冬 | 200 | 200 | 300 | 600 |
| 小 会 議 室 (1階8.8) | 夏 冬 | 200 | 300 | 400 | 900 |
| | 夏 冬 | 300 | 400 | 500 | 1,100 |
| そ の 他 | | 相 当 額 | | | |

注(1) 夏冬の期間区分は次のとおりとする。 夏 5月から10月までの間 冬 11月から4月までの間

(2) 使用時間は次のとおりとする。

午前中 9時～12時 午後 13時～17時
夜間 18時～22時 1日中 9時～22時

◇準備後始末の時間は使用時間の前後それぞれ30分間とする。
(3) 使用者が入場料を徴収する行事の場合及びその他で館長が必要と認めるときは上記料金の5倍以内の額を徴収することができる。

公民館備品器具使用料金表

| 備 品 | 単 位 | 使 用 料 金 | |
|----------|--------|---------|-------|
| | | 館内使用 | 館外使用 |
| 16ミリ映写機 | 1回 | 500 | 1,000 |
| 8ミリ映写機 | " | 200 | 400 |
| スライド映写機 | " | 100 | 200 |
| 拡声アンプ | " | 500 | 1,000 |
| 携帯用拡声アンプ | " | 500 | 1,000 |
| ステレオレコーダ | " | 300 | |
| 録音器 | " | 200 | 400 |
| 調整器 | " | 300 | |
| さぶら | 10枚 1回 | 50 | 100 |

別表1 町民集会所使用料金表

| 室 別 | 夏冬の別 | 使 用 料 金 | | | |
|-------|------|---------|------|------|-------|
| | | 午 前 | 午 後 | 夜 間 | 1 日 中 |
| 和室 1階 | 夏 冬 | 150円 | 200円 | 250円 | 600円 |
| | 夏 冬 | 300 | 350 | 400 | 1,000 |
| 和室 2階 | 夏 冬 | 150 | 200 | 250 | 600 |
| | 夏 冬 | 250 | 300 | 400 | 900 |
| 小会議室 | 夏 冬 | 100 | 100 | 150 | 350 |
| | 夏 冬 | 250 | 300 | 350 | 800 |

その他相当額

(1) 夏冬の期間区分は次のとおりとする。

夏 5月1日から10月31日までの間
冬 11月1日から4月30日までの間

(2) 使用時間

午前 9時～12時 午後 13時～17時
夜間 18時～22時 1日中 9時～22時
準備、後仕末の時間は使用時間の前後それぞれ30分間とする。

別表2 町民集会所備品器具使用料金表

| 備 品 名 | 単 位 | 使 用 料 金 | |
|-------|------|---------|------|
| | | 所内使用 | 所外使用 |
| 机 | 1 机 | 円 | 10円 |
| 座ぶとん | 10 枚 | 50 | 100 |

町民集会所は、今まで教育会館として使用していた建物で、広く町民に利用していただくという目的で名称も「町民集会所」にあらためたものです。
◎ 使用するにあいの注意
(イ) 町長に申請書を提出して許可を受けてから使用して下さい。(使用料は申請のさい納付する)
(ロ) 公の秩序又は風俗を乱すおそれのあるばあい、町長が必要と認められた場合は、使用の許可はしません。
(ハ) 管理上必要があるばあい、使用についての制限や

条件を付したり、条例や使用の条件に違反した場合は使用の停止や取り消しをすることがあります。
(ニ) 使用した後は、原状にもどして係員(管財係)に引きつぎ、建物、備品を破損などしたときは損害を賠償していただきます。
(ホ) 許可を受けないで使用したり、不正な行為で使用料の徴収を免れたときは、一万円以下の過料をいただきます。
その他使用についてのくわしいことは管財係に問合せ下さい。

町民集会所ができました